

南相馬市条例第 号

南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

南相馬市スポーツ施設条例（平成18年南相馬市条例第199号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
【略】		【略】	
小高片草運動場	南相馬市小高区片草字南原46番地の1	小高片草運動場	南相馬市小高区片草字南原46番地の1
鹿島体育館	南相馬市鹿島区横手字川原186番地の1		
【略】		【略】	
別表第2（第14条関係）		別表第2（第14条関係）	
施設区分	開館時間又は開場時間	施設区分	開館時間又は開場時間
【略】		【略】	
1 小高体育センター、小高東部運動場、小高片草運動場（テニスコート）、 <u>鹿島体育館</u> 、千倉体育館、前川原体育館、千倉グラウンド、千倉テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市野球場、小川町体育館、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場	午前9時から午後9時まで	1 小高体育センター、小高東部運動場、小高片草運動場（テニスコート）、千倉体育館、前川原体育館、千倉グラウンド、千倉テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市野球場、小川町体育館、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場	午前9時から午後9時まで
【略】		【略】	
別表第3（第21条関係）		別表第3（第21条関係）	
1 基本施設利用料金		1 基本施設利用料金	

施設	区分		単 位	利用料 金 (単 位:円)		
【略】						
小高 片草 運動 場(テ ニス コート)	【略】					
鹿島 体育 館	競技 場全 面貸 り利 用	非営 利目 的の 場合	体育競 技を 目的 とする 場合	市内	1 時間	1,140
				市外	1 時間	1,710
		体育競 技以 外を 目的 とする 場合	市内	1 時間	2,280	
			市外	1 時間	2,850	
		営利目的の場合			1 時間	3,990
	競技 場半 面貸 り利 用	非営 利目 的の 場合	体育競 技を 目的 とする 場合	市内	1 時間	570
				市外	1 時間	850
		体育競 技以 外を 目的 とする 場合	市内	1 時間	1,140	
			市外	1 時間	1,420	
		営利目的の場合			1 時間	1,990
	個 人 利 用 (1 回 券)	大人		1 回	100	
		高校生		1 回	50	
		小中学生		1 回	20	
	個 人 利 用 (回 数 券)	大人		12 回	1,000	
高校生		12 回	500			
小中学生		12 回	200			

施設	区分		単 位	利用料 金 (単 位:円)
【略】				
小高 片草 運動 場(テ ニス コート)	【略】			

多目的ホール1画切り利用	非営利目的の場合	体育競技を目的とする場合	市内	1時間	210
			市外	1時間	310
		体育競技以外を目的とする場合	市内	1時間	420
			市外	1時間	520
	営利目的の場合			1時間	730
【略】					

備考

1 【略】

2 小高体育センター、鹿島体育館、千倉体育館、前川原体育館及び小川町体育館の個人利用1回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。

(1)～(5) 【略】

3～8 【略】

2 附帯設備利用料金 【略】

3 電気設備利用料金 【略】

【略】		

備考

1 【略】

2 小高体育センター、千倉体育館、前川原体育館及び小川町体育館の個人利用1回における利用時間の区分は、それぞれ次のとおりとする。

(1)～(5) 【略】

3～8 【略】

2 附帯設備利用料金 【略】

3 電気設備利用料金 【略】

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 指定管理の指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の南相馬市スポーツ施設条例（以下「改正後の条例」という。）の例により行うことができる。

3 この条例の施行前に改正前の南相馬市スポーツ施設条例の規定によりなされた申請、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の条例の相当規定によりなされた申請、処分その他の行為とみなす。

（南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正）

4 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する

条例（平成18年南相馬市条例第123号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
公の施設（名称）	使用料又は利用料金	公の施設（名称）	使用料又は利用料金
【略】		【略】	
【略】	南相馬市スポーツ施設 条例（平成18年南相馬 市条例第199号）第21条 に規定する利用料金	【略】	南相馬市スポーツ施設 条例（平成18年南相馬 市条例第199号）第21条 に規定する利用料金
小高片草運動場テ ニスコート		小高片草運動場テ ニスコート	
<u>鹿島体育館</u>			
【略】		【略】	
【略】		【略】	

南相馬市規則第 号

南相馬市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

南相馬市スポーツ施設条例施行規則（平成23年南相馬市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。

改正後	改正前
<p>(利用手続)</p> <p>第7条 条例第15条第1項の規定によりスポーツ施設の利用許可を受けようとする者は、スポーツ施設利用許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、小高体育センター、小高片草運動場（テニスコート）、<u>鹿島体育館</u>、千倉体育館、前川原体育館、雲雀ヶ原陸上競技場、夜の森公園テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市民プール、南相馬屋内市民プール、小川町体育館、北新田運動場第2運動場、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場の個人利用については、当日申請するものとする。</p> <p>2・3 【略】</p>	<p>(利用手続)</p> <p>第7条 条例第15条第1項の規定によりスポーツ施設の利用許可を受けようとする者は、スポーツ施設利用許可申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、小高体育センター、小高片草運動場（テニスコート）、千倉体育館、前川原体育館、雲雀ヶ原陸上競技場、夜の森公園テニスコート、南相馬市テニスコート、南相馬市弓道場、南相馬市民プール、南相馬屋内市民プール、小川町体育館、北新田運動場第2運動場、南相馬市相撲場及び栄町柔剣道場の個人利用については、当日申請するものとする。</p> <p>2・3 【略】</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部を改正する条例

南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（平成18年南相馬市条例第123号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
公の施設（名称）	使用料又は利用料金	公の施設（名称）	使用料又は利用料金
【略】		【略】	
小高体育センター	南相馬市スポーツ施設条例（平成18年南相馬市条例第199号）第21条に規定する利用料金	小高体育センター	南相馬市スポーツ施設条例（平成18年南相馬市条例第199号）第21条に規定する利用料金
小高東部運動場		小高東部運動場	
小高中部運動場		小高中部運動場	
小高西部運動場		小高西部運動場	
小高片草運動場テニスコート		小高片草運動場テニスコート	
鹿島体育館		千倉体育館	
千倉体育館		前川原体育館	
前川原体育館		千倉グラウンド	
千倉グラウンド		前川原グラウンド	
前川原グラウンド		千倉テニスコート	
千倉テニスコート		みちのく鹿島球場	
みちのく鹿島球場		雲雀ヶ原陸上競技場	
雲雀ヶ原陸上競技場		夜の森公園テニスコート	
夜の森公園テニスコート		南相馬市テニスコート	
南相馬市テニスコート		南相馬市弓道場	
南相馬市弓道場		南相馬市野球場	
南相馬市野球場	南相馬市民プール		
南相馬市民プール	南相馬屋内市民プール		
南相馬屋内市民プ			

ール		小川町体育館	
小川町体育館		南相馬市サッカー場	
南相馬市サッカー場		北新田運動場	
北新田運動場		北新田野球場	
北新田野球場		南相馬市相撲場	
南相馬市相撲場		栄町柔剣道場	
栄町柔剣道場		【略】	
【略】			